

米空軍兵による住居不法侵入・暴行傷害・器物損壊事件に対する意見書

去る11月2日深夜、読谷村古堅において嘉手納基地所属の空軍兵が村内の居酒屋で、酒を飲んで暴れた後、3階建てアパートに不法侵入し、3階に眠っていた男子中学生（13歳）の顔を殴り傷害を負わせ、器物を損壊する事件が発生した。

米軍は、10月16日に発生した2米兵による女性暴行致傷事件を受けて、すべての軍人に対し、午後11時から翌朝午前5時までの深夜外出禁止令を発令したばかりである。店主から空軍兵に帰宅を促したところ店内で暴れ、蛮行が行われたことはきわめて言語道断であり容認することはできない。

又、本町議会では先の集団暴行致傷事件に対して10月30日に抗議決議を採択し、米軍関係当局に怒りの抗議を行った直後であり、日米両政府、米軍に強く抗議をするものである。嘉手納町内にも米兵居住者がおり、いつ同様の犯罪が発生するかわからない。今回の事件は対岸の火事ではなく自らの問題であり、断じて許すことはできない。

深夜いきなり住居に不法侵入し、就寝中の生徒に対し暴力をふるい不安と恐怖のどん底に陥れた蛮行は、本県がいまだ米軍の占領意識丸出しの無法地帯にあるといっても過言ではない。又、このような事件が再発したことは米軍が発令した深夜外出禁止令や綱紀粛正がなんら抜本的な解決策になりえないことが証明されたものである。

さらに、今回の事件に対する藤村官房長官の「起訴前の身柄引き渡しを要請する必要はない」との発言は全く県民の怒り、心情を理解しない日本政府の弱腰外交、米国追従の姿勢でしかなく断固抗議するものである。

日米両政府の県民の声を無視したオスプレイの強行配備に続き、次々と起こる米兵による野蛮な暴行事件に対し、町民、県民の怒りは我慢の限界点を超えている。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、安全、財産、人権を守る立場から、米空軍兵による住居不法侵入・暴行傷害・器物損壊事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項について速やかに実現するよう強く要求するものである。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 加害者の米空軍兵の職種を明確にし、早急に日本側へ引き渡すこと。
- 3 米軍人、軍属等への人権教育を徹底し、実効性のある抜本的な再発防止策を公表すること。
- 4 被害者に対し、心身へのケアを徹底して行うこと。
- 5 日米両政府は、理不尽で差別的な日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 6 米軍犯罪の温床である基地の大幅な縮小・撤去を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年11月9日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省沖縄大使 沖縄防衛局長 沖縄県知事

米空軍兵による住居不法侵入・暴行傷害・器物損壊事件に対する抗議決議

去る11月2日深夜、読谷村古堅において嘉手納基地所属の空軍兵が村内の居酒屋で、酒を飲んで暴れた後、3階建てアパートに不法侵入し、3階に眠っていた男子中学生（13歳）の顔を殴り傷害を負わせ、器物を損壊する事件が発生した。

米軍は、10月16日に発生した2米兵による女性暴行致傷事件を受けて、すべての軍人に対し、午後11時から翌朝午前5時までの深夜外出禁止令を発令したばかりである。店主から空軍兵に帰宅を促したところ店内で暴れ、蛮行が行われたことはきわめて言語道断であり容認することはできない。

又、本町議会では先の集団暴行致傷事件に対して10月30日に抗議決議を採択し、米軍関係当局に怒りの抗議を行った直後であり、日米両政府、米軍に強く抗議をするものである。嘉手納町内にも米兵居住者がおり、いつ同様の犯罪が発生するかわからない。今回の事件は対岸の火事ではなく自らの問題であり、断じて許すことはできない。

深夜いきなり住居に不法侵入し、就寝中の生徒に対し暴力をふるい不安と恐怖のどん底に陥れた蛮行は、本県がいまだ米軍の占領意識丸出しの無法地帯にあるといっても過言ではない。又、このような事件が再発したことは米軍が発令した深夜外出禁止令や綱紀粛正がなんら抜本的な解決策になりえないことが証明されたものである。

さらに、今回の事件に対する藤村官房長官の「起訴前の身柄引き渡しを要請する必要はない」との発言は全く県民の怒り、心情を理解しない日本政府の弱腰外交、米国追従の姿勢でしかなく断固抗議するものである。

日米両政府の県民の声を無視したオスプレイの強行配備に続き、次々と起こる米兵による野蛮な暴行事件に対し、町民、県民の怒りは我慢の限界点を超えている。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、安全、財産、人権を守る立場から、米空軍兵による住居不法侵入・暴行傷害・器物損壊事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項について速やかに実現するよう強く要求するものである。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 加害者の米空軍兵の職種を明確にし、早急に日本側へ引き渡すこと。
- 3 米軍人、軍属等への人権教育を徹底し、実効性のある抜本的な再発防止策を公表すること。
- 4 被害者に対し、心身へのケアを徹底して行うこと。
- 5 日米両政府は、理不尽で差別的な日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 6 米軍犯罪の温床である基地の大幅な縮小・撤去を推進すること。

以上、決議する。

平成24年11月9日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長